



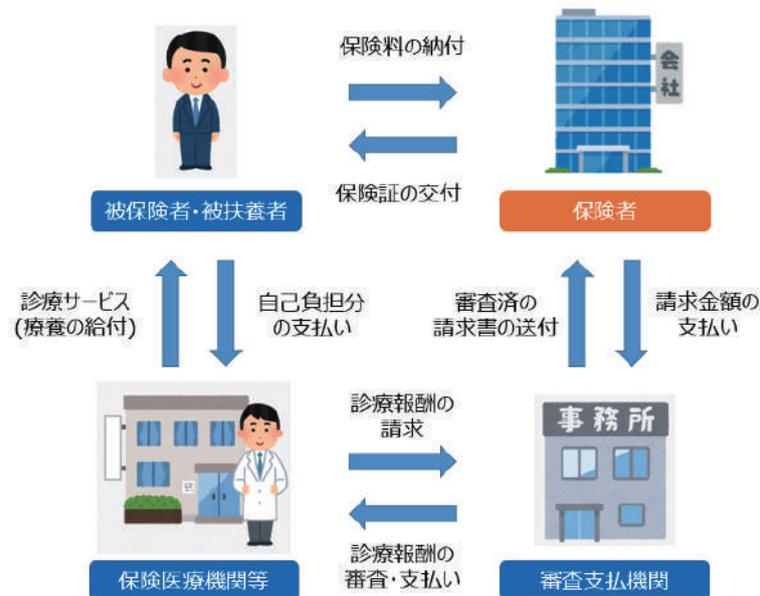
## 保険者とは

### 【保険者とは?】

保険者は、公的医療保険制度の運営者として、被保険者(患者)から保険料を徴収し、保険給付などの医療保険事業を行っています。

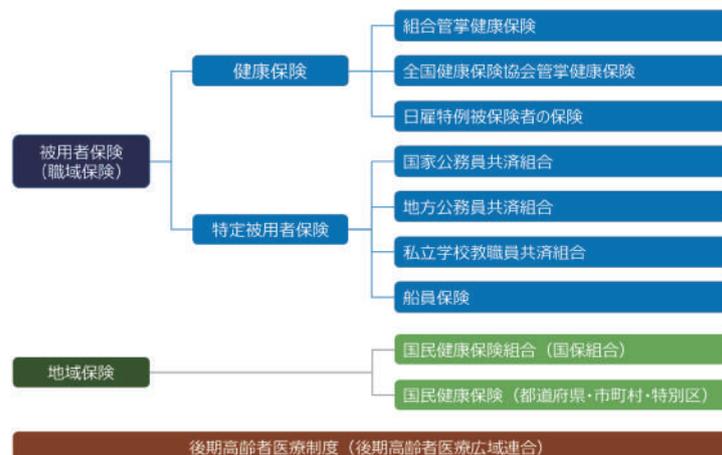
#### ポイント

- ✓ 日本の国民皆保険制度は、全ての国民が公的な医療保険制度へ加入し、保険料の納付が義務付けられています。
- ✓ 私たちが保険証等を持って医療機関(病院・診療所)等を受診した場合、窓口で支払う金額は、負担割合に応じてかかった医療費の一部で済みます。  
<自己負担割合は、職業や雇用形式、年齢によって、原則1~3割>



### 【保険者の種類】

医療保険は、職業や年齢などによって色々な種類があり、それぞれ保険者も異なります。







## 📌 ポイント

- ✓ 各保険者は規模や運営状況は様々だが、厳しい財務状況に陥っています。  
(主な要因は高齢化による医療費の増大が挙げられます)
- ✓ 各保険者は財政の健全化に向けて主に以下の施策に取り組んでいます。
  - ① 特定健康診査の活用…予防、未病への取組
  - ② 適正な医療機関への受診…効率的な医療費の活用
  - ③ ジェネリック医薬品の活用…限られた医療資源の活用、医療費の適正化

## 【国民健康保険の保険者は？】

前図に示した医療保険の中で、国民健康保険の保険者に関して変更があったので説明いたします。国民健康保険は他の医療保険と比較しても、自営業者、被用者保険に加入していない方が対象となっている特性上、以下の構造的な課題を抱えておりました。

「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」

「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」

そのため、国民皆保険制度を将来にわたって持続させるため、平成30年4月より、国民健康保険の保険者に「市町村」に加え「都道府県」も加わることになりました。また、それに伴い、都道府県と市町村で役割が分担されることとなりました。

詳細は次の表で示しておりますが、具体的には、  
 都道府県…国民健康保険の財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う  
 市町村…資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担う  
 に分類されることになりました。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
● 財政運営の責任主体	● 国保事業費納付金を都道府県に納付
● 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	● 資格を管理 (被保険者証等の発行)
● 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	● 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ● 保険料の賦課・徴収
● 保険給付費等交付金の市町村への支払い	● 保険給付の決定、支給

都道府県・市町村の役割分担

※ご参考

国民健康保険制度における改革について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/hokenseido\\_kaikaku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/hokenseido_kaikaku.html)



## 【保険者のジェネリック医薬品に関する取組について】

各保険者では前述の通り、財政健全化の取組の一環として「ジェネリック医薬品の使用促進」に取り組んでおります。政府が骨太の方針で定めております「2020年9月末までに数量シェア80%以上達成」の目標に向けて、各保険者が様々な取り組みをしているとともに現在の使用割合を公表しておりますので、ご参照ください。

### ①厚生労働省:保険者別の後発医薬品の使用割合を公表(2020年6月16日公表)

これは、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日経済財政諮問会議)において、保険者別の後発医薬品の使用割合を、平成30年度実績より公表することとされていることから、保険者別の令和元年9月診療分の後発医薬品の使用割合(数量シェア)の一覧を公表するもので、今回は平成31年3月診療分(令和元年9月公表)に続く、3回目の公表になります。

なお、後発医薬品の使用促進に向けては保険者による取組も期待される一方、後発医薬品の使用割合が低い保険者が関係法令に違反する状態にあるわけではない点に留意が必要です。なお、全体平均の推移は(72.5%⇒74.6%⇒74.9%)となっています。

対象レセプトの種類:医科入院、D P C (出来高払い部分は対象。包括払い部分は対象外)、医科入院外、歯科、調剤、となります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11817.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11817.html)

### ②協会けんぽ:医薬品使用状況(令和2年3月)を公表(2020年7月15日公表)

協会けんぽでは平成31年4月より毎月更新されています。令和2年3月診察分として集計分の使用割合は78.7%、調剤分のみで見た場合81.6%となっております。また都道府県別で見ると、後発医薬品の使用割合に違いがでており、使用割合が低い支部では取組が強化されております。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/sb7200/sbb7203/19090204/>

### ③健保組合:後発医薬品の普及状況(令和元年7月診療分)(2020年1月公表)

健保組合では調剤レセプト(電算処理分)をもとに、平成30年8月～令和元年7月診療分における後発医薬品の普及状況を数量ベースで取りまとめています。令和元年7月分のデータは79.0%になります。

[https://www.kenporen.com/toukei\\_data/pdf/chosa\\_r01\\_01\\_3.pdf](https://www.kenporen.com/toukei_data/pdf/chosa_r01_01_3.pdf)